

令和6年 第2回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和6年2月29日(木) 15時00分 から 16時20分

2. 開催場所 東神楽町役場新庁舎3階委員会室A

3. 出席委員 12名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第4号 あっせん委員の指名について

第8 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長	先ほどの農地部会に引き続きよろしく申し上げます。只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和6年東神楽町農業委員会第2回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。ご起立願います。今日は1番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農業・農業者の代表として誇りと責任のある行動に努めます。ご着席ください。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	--

あいさつ

会長	はい。東神楽町農業委員会第2回通算740回総会にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。まずは、本日は2月末、それぞれ融雪剤散布等をはじめお忙しいところ、農地部会を14時から、総会を引き続き15時からと、全員の出席をいただきましたことお礼申し上げます。また、2月19日開催の地域計画策定に係る協議の場への参加、そして13日には上川管内女性農業委員研修会に、先月の札幌研修に続き栗本委員に出席いただき本当にありがとうございました。朝から何を話そうかと色々とTVなどを見てきたところですが、あまり実感はありませんが株価が過去最高ということで中央の景気が良くなってきているということで、旭川でも億を超えるマンションが出てきているということです。今、国会が開かれていまして、気になったものがありましたので農林水産省のホームページを確認しました。また、2月6日に私と代理、局長で参加した会長・会長職務代理・事務局長研修会で、北海道農業会議の佐藤部長が話していた内容とイコールなのですが、農地に関する基本法に対して、促進法の一部改正と食料供給困難事態対策法案があげられ閣議決定されようとしているのですが、こちらどういうことかということ、佐藤部長の話では2050年には、インド・アフリカが人口増、さらに中国・インドの経済発展の中で、気候変動、世界的に温暖化ということもあり食料の不足が見込まれ、さらにコロナがあったり、ロシアとウクライナの関係悪化ということで小麦が現在自給率15%ですが、小麦輸出大国の1位がロシア、ウクライナが5位と、他にカナダやアメリカが入ってくるのですが、そこに輸入制限がかかり、小麦の値段が大変あがっていて、100円マックも170円と非常にあがっていて、何を言いたいかということ、そういった情勢に政府が危機感を抱きはじめた中での地域計画を作成し、担い手に集約していくことで、耕作状況を改善し自給率を向上させていこうという狙いがあるそうです。食料供給困難事態対策法案は、国民に食料自給、カロリーベースが保てなかったときに、対策本部をたて施策をすると、国民にとっては良いことばかり言っているのですが、農業者にとっては、何をしてくれるの？何もしてくれないと、最終的には担い手、農地の確保と農業の安定性を目指すとは言っているのですが、財務省の関係もあると思うのですが、農水省との温度差を感じる状態で、国民への意識は感じるのですが、農業者への配慮に欠けているなと感じました。これを話すとぼやきばかりの挨拶にはなってしまうのですが、農業委員会を取り巻く施策が非常に厳しい中ではありますが、皆さんの協力の中、まずは地域計画を作成し、何とか補助金などをもらえる形にできるよう進めていきたいと考えています。おそらく、今後も様々な法案が追加されて、農業委員会に対してもしめつけが出てくるかとは思いますが、これから新年度4月からですけれども、色々あるかと思いますが皆さんの力を借りて頑張っていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。
----	--

会議録署名委員の指名について

会長	座って失礼いたします。それでは本日の議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、本日は11番藤田委員、1番伴野代理です。
----	---

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。
宮原係長	はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。2月5日、あっせん委員会が行われまして、伴野代理、伊藤農地部長、栗本委員、西村委員が出席しております。2月6日、旭川市で開催されました令和5年度会長・会長職務代理・事務局長研修会に島田会長、伴野代理に出席いただいております。2月9日、東川町で開催されました三町農業委員会合同研修会に10名の委員に出席いただいております。2月13日、中富良野町で開催されました令和5年度上川管内女性農業委員研修会に栗本委員に出席いただいております。2月19日、地域計画策定に係る協議の場に、町より出席依頼があり島田会長に出席いただいております。2月26日、旭東東神楽推進協議会役員会に島田会長、伴野代理、伊藤農地部長に出席いただいております。2月27日、東神楽町議会第1回定例会に島田会長に出席いただいております。

【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	ありがとうございました。続きまして日程第3報告第2号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。
宮原係長	農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回は、3ページから5ページに記載のとおり3件あがってきております。前年報告より大きな変更点はございません。それぞれ、形態要件等、報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。

【報告】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	続きまして日程第4議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今回6件ございます。
武田主事	21番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積25,027㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約の成立日につきましては、2月1日。土地の引渡日、2月28日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、売買のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、平成28年11月30日から令和8年11月30日までの強化法の解約となっております。こちら後に出てきますが、売買により公社へ所有権移転を行うための解約となっております。
武田主事	22番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積2

	2,148.66㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、2月1日。土地の引渡日、2月28日となっております。合意解約となっております。解約の事由といたしましては、売買のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和4年4月28日から令和6年11月30日までの解約となっております。こちらも売買により所有権移転を行うための解約となっております。
武田主事	23番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積40,807㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇。解約の成立日、2月1日。土地の引渡日、2月28日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、売買のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、平成31年2月27日から令和10年11月30日までの強化法の解約となっております。こちらも売買による解約となっております。
武田主事	24番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積12,325㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、2月1日。土地の引渡日、2月29日となっております。合意解約となっております。解約の事由といたしましては、後継者に経営移譲を行うため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和5年3月30日及び平成29年2月28日から令和8年11月30日までの強化法の解約となっております。こちら以下3件については〇〇さんの経営移譲に係る解約となっております。
武田主事	25番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積54,574㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、2月1日。土地の引渡日、2月29日となっております。合意解約となっております。解約の事由、後継者に経営移譲を行うため。当初契約期間、平成26年12月19日から令和6年12月31日までの強化法の解約となっております。
武田主事	26番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか5筆。総面積22,608㎡。貸主、〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、2月1日。土地の引渡日、2月29日となっております。こちらも合意解約となっております。解約の事由、後継者に経営移譲を行うためです。当初契約期間、令和5年2月28日から令和7年11月30日までの強化法の解約となっております。以上です。
会長	はい。ありがとうございます。農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約といたします。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きまして、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
武田主事	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。番号11番です。使用貸借権の設定となりまして、貸主が〇〇さん。借主が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が32,567.16㎡。経営状況につきましては123,468.16㎡を耕作しておりまして、労力総数が4名です。対価は無償で、取得者の国籍については日本となっております。この度、〇〇さんが〇〇さんへ経営移譲することによる使用貸借となります。以上です。
会長	はい。担当、伴野代理。
伴野代理	はい。ただいま、事務局から説明のあったとおりでございますが、今回、〇〇さん〇〇歳を機に

	〇〇さんへ経営移譲をするものであります。淳大君におかれましては、年齢も若く大変意欲的で、今後この忠栄地区においても中心的な人物になっていくものと思っています。問題なからうかと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	ただいま、担当委員からの説明ありましたが、皆さんから何かご質問等ありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きまして、日程第6議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については変更点のみ説明します。それでは事務局より説明お願いいたします。
武田主事	はい。今回、所有権移転が4件、利用権設定の新規案件が4件、継続案件12件となっています。114番。所有権移転を受ける者、北海道農業公社。所有権移転をする者、北海道農業公社さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積、41,090㎡。売買となっていて、所有権移転日は本日。対価の支払い期限は4月12日までとなっております。売買価格につきましては、17,298,000円。反当価格、450,000円となっております。こちら農地保有合理化事業の農用地等売渡事業の買入案件となっております。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、安藤委員。
安藤委員	はい。公社案件でございます。事務局説明のあったとおりです。公社買入をお願いする案件でございます。反当価格ですが、450,000円。上限であります。場所については、〇〇号〇〇通り角になっています。国営整備後の田んぼとなっています。先ほど農地部会があり色々意見がありましたが、今回につきましては450,000円と現状通りですすめさせていただきました。問題ないかと思いますが、慎重審議よろしくお願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
伊藤委員	本人、畑の方も売買されるような話をうかがっていましたが、今回は入っていないんですね。
武田主事	畑は入っていないです。
会長	他にありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして115番。
武田主事	115番。所有権移転を受ける者、北海道農業公社。所有権移転をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が23,937㎡。売買となっておりまして、所有権移転日は本日。対価の支払い期限は4月12日まで。売買価格については、10,413,000円。反当価格は450,000円となっております。こちら農地保有合理化事業の買入案件となっております。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、安藤委員。
安藤委員	はい。こちらですが、場所は〇〇になります。国営工事済の田であります。反当価格は、上限の450,000円と設定しています。こちらの面積、水張りですが2,200弱となっています。問題ないかと思いますが、慎重審議よろしくお願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。

伊藤委員	すみません。この〇〇さんをご存知ではないんですが、この方の農地売買はこれで全て終わるのでしょうか。1枚ずつ、1筆ずつ、売っているのではよろしくないと思ひまして。
武田主事	皆さん、地番図をご覧いただきたいと思ひます。議案第3号115番になります。今回、売買をする〇〇-〇〇の北側に〇〇-〇〇、〇〇-〇〇の地番があるのですが、こちら〇〇さんの所有する農地になります。今回の売買の話しをいただいた時に、こちらの土地も併せてという話しはあったのですが、基盤整備により元々の筆界が変わってしまい、一部建物に絡んでいたり、宅地に入り込んでしまっていることが確認できたため、そこを分筆しないと売買できないことがわかり、その時点で地主さんにも確認したのですが、まずはこの南側の田、北側と南側で耕作者が違うといった状況もありまして、今回、個別に対応とさせていただきます。この北側の農地ですが、〇〇さん名義のもの〇〇さんの〇〇さん名義の農地もあり、〇〇さんの農地も残っている部分があります。そういった理由もあり、気づいた方もいらっしゃるかと思ひますが、解約のところ〇〇-〇〇と〇〇の解約となっております。
伊藤委員	今までもなんですけれど、もし名義が違えば売買年度が変わるのは分かるのですが、耕作者ではない農家をやめられている方が、税金のために1枚ずつ売ることにはしてはいけないかと。まあ通いとか、ある程度離れている場所など、そういった件であれば別々にということも分かるのですが、同じ場所で田を1枚ずつ売ると税金対策と称するようなことがあってはいけないと思ひます。今回は、国営により分筆が必要ということなので問題ないかと思ひます。
武田主事	1つ伝え忘れたのですが、〇〇さん及び〇〇さんの年齢が〇〇歳を超えているといったことも理由の1つとしてありまして、ご健在のうちということでもありました。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして116番。
武田主事	116番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が21,137㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限、3月31日までとなっております。売買価格、8,253,000円。反当価格450,000円となっております。以上です。
会長	担当、西村委員。
西村委員	ただいま事務局から説明ありましたが、こちら国営工事後の農地となります。昨年、〇〇さんから農地を手放したいとの相談を受け、〇〇さんが賃貸されていることからお話しさせていただきましたところ快く引き受けていただいた案件となります。図面を見ていただくと分かるのですが、農地の一部に宅地も入っているのですが、こちらの宅地も〇〇さんが買われると聞いております。特段、問題ないと思ひますが慎重審議よろしくお願ひいたします。
会長	はい。担当委員からの説明終わりましたが、こちらにつきまして皆さんからご意見ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして117番。
武田主事	117番。所有権移転を受ける者、株式会社〇〇。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が42,669㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限は3月31日までとなっております。売買価格は、7,270,000円。反当価格は田で200,000円、畑で100,000円となっております。以上です。
会長	担当、伊藤委員。

伊藤委員	ただいまの事務局の説明通りなのですが、補足しますとこちら〇〇さんが賃貸をされ耕作されていたのですが、ずっと牧草ということで中々売り上げがあがらないということで、撤退したいとの話しを受け、〇〇さんの方は売買したい希望でありました。近隣の農家にあたったところ〇〇さんが快く引き受けていただいた案件となります。価格については、水田をできるのであれば220,000円と考えていたのですが、長いあいだ牧草を作っていたこともあり、1割引の200,000円とさせていただき、畑は半額の100,000円と設定いたしました。〇〇さんも〇〇ということで法人化されており、今年から従業員も2人入れられ、まだまだ規模を拡大していきたいと意欲もあります。何ら問題ないかと思えます。慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	1つよろしいでしょうか。地番図②の方、こちらの離れ地も吉田ファームさんが作っていたのですか。
武田主事	はい。そうです。
伊藤委員	地番図①の説明をさせていただきますと、赤い線からはみ出ている部分については土地改良区の土地となりますので、今まで耕作されていたんですがこの部分は省き、売買の面積とさせていただきました。
会長	他に質問等ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして、利用権設定関係になります。118番から121番まで経営移譲関係となります。121番は、〇〇地区になりますが説明の方は伴野代理にお願いしたいと思えます。それでは、118番から121番まで一括説明お願いいたします。
武田主事	新規案件になります。118番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が12,325㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、3月1日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は、160,000円で、反当価格14,000円となっております。119番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が54,547㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、3月1日から令和15年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は708,000円で、反当価格は14,000円となっております。120番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「畑」。面積が1,394㎡。貸借権の設定で使用貸借となっております。利用権の設定の始期が、3月1日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は、無償となっております。最後、121番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか5筆。総面積22,608㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、3月1日から令和15年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は150,000円で、反当価格は7,000円となっております。
会長	それでは担当説明を伴野代理お願いします。
伴野代理	ただいま事務局から説明あったとおりでありますけど、今回、〇〇さんから〇〇である〇〇さんへ経営移譲ということで、賃貸契約等もそのまま〇〇さんと結ぶものとなります。反当価格につきましては、忠栄地区118番・119番で14,000円。120番の〇〇さんの農地については、地番図を見ていただいても分かるとおりに現在ハウスが建っており、昨年度まで〇〇さんが作ってい

	たのですが、年齢も考えて耕作はしないと、今後ハウスをどうするかといった問題もあり、今回は無償としております。また、121番加藤さんにおきましては、〇〇地区のこのあたりの相場で反当7,000円としています。特別問題なからうと思いますが慎重審議お願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんから何かありますか。121番の件については、本来でしたら伴野竜太委員の担当地区となるのですが、伴野委員から補足説明等ないでしょうか。
伴野委員	ありません。
会長	皆さんもよろしいですか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	なければ121番まで決定とします。
会長	続きまして、122番からの利用権設定継続案件について事務局より説明願います。
武田主事	変更点のみお伝えさせていただきます。122番、賃貸期間5年から3年へ変更しております。123番、変更点ございません。124番です。反当価格10,000円から12,000円へ増額して、賃貸期間4年から6年へ変更しています。125番、賃貸期間1年を6年と合わせています。126番、反当価格19,000円から15,000円へ変更しております。127番、変更なしです。128番、変更なしです。129番、変更なしです。130番、賃貸期間5年から3年へ変更しております。131番、変更点ございません。132番、反当価格10,000円から7,000円へ減額しております。133番、変更点ございません。以上です。
会長	はい。ありがとうございます。ただいま事務局から説明ありましたが、133番まで全体を通して皆さんから質問等ございませんでしょうか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは、133番までを決定いたします。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第7議案第4号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
武田主事	はい。それではあっせん申し出のあった案件について説明いたします。今月は1件となっております。23番申出人住所、南2条西1丁目5番19号、氏名、〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積10,341㎡。すべて農振農用地区域内で申出理由売買です。以上です。
会長	あっせん委員の指名は会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(はい)
会長	それでは指名いたします。伴野代理、伊藤農地部会長、伴野委員、前田委員。以上よろしくお願いたします。

【その他】

会長	続きまして、日程第8その他についてお願いいたします。
事務局	① 3月総会の日程について ② 女性農業委員活動報告について ③ 令和6年道内視察研修日程について ④ 農地部会開催結果について